

一般社団法人日本ゴールボール協会
マーケティング活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当協会のマーケティング活動を適正かつ能率的に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(マーケティング活動の意義)

第2条 この規程において、マーケティング活動とは、当協会の他活動を知らせ、会内外にその支持と協力を得る活動をいう。

(適用)

第3条 当協会におけるマーケティング活動については、この規程の定めるところによる。

(マーケティング担当者等の設置)

第4条 当協会は、マーケティング担当理事を責任者とし、他1名以上をマーケティング担当者とし、設置するものとする。

(マーケティング活動)

第5条 マーケティング部は、マーケティング活動において、次の各号に定める事項について積極的な推進を図らなければならない。

- ① 各種セールスシートを作成し販売する。協会活動の側面的支援を行うこと
- ② 強化指定選手の肖像権（集団・個人に関わらず）を管理し、販売すること
- ③ イベント参加やプロモーション活動における出演交渉などを行うこと
- ④ パートナー企業向けのゴールボール体験会を実施すること
- ⑤ パートナー企業の皆様に満足度を与える活動を行うこと
- ⑥ マーケティング活動に関する調査、研究ならびに企画運営に関すること
- ⑦ 官公庁、報道機関、その他の関係方面とのマーケティング情報交換に関すること
- ⑧ 職員および選手のマーケティング活動についての指導教養に関すること
- ⑨ その他、協会内外のマーケティングに関すること

各部署は、それぞれの活動に関するマーケティング資料を整備し、相互に緊密な連携を保つとともに、マーケティング担当者を通じて、マーケティング活動の組織的な運営が行われるよう配意しなければならない。

また、上記以外のマーケティング領域の事柄が発生した場合、強化指定選手と選手所属元企業と協会との間で話し合いの上、対処するものとする。

(マーケティング活動における販売ツール等)

第6条 マーケティング活動における販売ツールとはおおむね次の各号により行うものとする。

- ① オフィシャルパートナー参画プログラムとは、協会の年間活動を支援するためのプログラムとして実施され、主にパートナープログラム参画企業の満足度向上のために使用されるものとする
- ② 日本選手権大会における特別協賛社とは、大会の冠スポンサーとしての称号を与えるものとしてプログラムされたもので、1社の独占権を与えるものとする

- ③ 選手自身の肖像（集団・個人に関わらず）と協会からの支給ウェアを身に着けた場合の画像・映像などについては、合宿や大会の別なく全て協会に帰属するものし管理・運営についてはマーケティング担当者が担当理事の指示を受け処理するものとする
- ④ 体験会プログラムとは、技術部を中心に実施される体験会のうち、体験会プログラムに該当する体験会において使用されるものとする
- ⑤ その他、収益の見込まれるイベント参加やプロモーション活動などのセールス活動一切はマーケティング担当者が担当理事の指示を受け処理するものとする

（改廃）

第7条 この規程の改廃は理事会が決議する。

（実施）

第8条 この規程は令和2年8月2日から施行する。